

秋田市電気事業経営戦略

団 体 名 : 秋田市

事 業 名 : 電気事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	0人	最 大 出 力 * 1	8,500KW
発 電 施 設 数	水力発電 箇所	年 間 発 電 電 力 量 * 1	44,024MWh
	風力発電 箇所	kwh 当 たり 単 価 * 1	12.14円
	太陽光発電 箇所	F I T 適 用 販 売 施 設 数	0箇所
	ごみ発電 1箇所	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 率 * 1	0年

*1「最大出力」、は保有している発電施設のうち最大のものを記載。「年間発電電力量」及び「年間電力料収入」は、保有する全ての発電施設の合計を記載。

「有形固定資産減価償却率」は、法非適用の事業にあつては、老朽化の状況を表す指標を記載。

(2) 現在の経営状況

年間電力料収入 * 1 ※過去3年度分を記載	R4 270,292千円	R5 424,594千円	R6 204,413千円
経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	R4 100.0%	R5 100.0%	R6 100.0%
純 損 益 ※過去3年度分を記載	R4 1千円	R5 1千円	R6 1千円
資金不足比率 * 2 ※過去3年度分を記載	R4 -%	R5 -%	R6 -%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

・年間電力量収入について、R6年度はR5年度と比較して大幅減となっているが、売電単価(毎年度更新)の下降による影響である。また、R4年度と比較して減となっているが、ごみ搬入量の減による影響である。

・本施設における収益的収支比率は、これまで継続して100%となっている。廃棄物処理に際して発生するエネルギーを回収し発電していることから、今後も継続して安定的な経営を行うことが可能と認識している。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率(法適用企業の場合) = (地方財政法第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率(法非適用企業の場合) = (地方財政法第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 料金収入の予測

・本市では、市民の環境意識の向上に伴い世帯あたりの一般廃棄物の排出量が減少傾向にあること、人口の減少傾向が見られることなどから、今後廃棄物処理量の減が見込まれる。本施設は廃棄物処理時のエネルギーを回収して発電しているため、今後発電量の減少が予想される。近年は同程度の売電単価で推移しているが、今後の社会情勢の変化等により下落となることも考えられる。

(2) 老朽化対策の見通し

・本施設は竣工年度から24年が経過している。大規模改修等による延命化を図りながら運転を継続しているが、経年劣化による設備の老朽化が認められることから、定期検査の結果等を踏まえ、ごみ溶融施設一体として、予算の範囲内で適時適切な老朽化対策を実施することとしている。

3. 経営の基本方針

・本市内で発生した一般廃棄物を処理する施設としての機能を停止することのないよう、施設の適切な運転整備および効率の良い溶融炉の運転により、安定的な発電電力を確保し、健全経営の継続に取り組む。

・発電量の減に伴う収入減を抑えるため、発電効率が高くなるよう溶融炉の運転を工夫するなど、引き続き売電収入の確保に努める。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

・特になし。

②収支計画のうち財源についての説明

・料金収入について、2. 将来の事業環境(1)料金収入の予測で算出した金額を参考に設定した。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・その他営業費用の主なものは、発電設備の運転整備業務委託費である。本業務委託は、ごみ溶融施設の運転整備業務委託と同一業者と契約しており、点検に要する発電停止期間の短縮や年次点検項目の整合など、効率的な設備管理を行っている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

・特になし。

5. 公営企業として実施する必要性

・本事業の運営は、余剰電力の売却収入(発電収入)で賄っており、また電気事業債を活用した施設であることから、今後も特別会計で運営していく。運営に当たっては、施設内の省エネ化や節電をさらに推進するほか、石油やバイオマスチップ等助燃剤の効果的な調整による発電効率の高い施設運転を行うなど、引き続き余剰電力の確保に努める。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

・この計画書は、状況の変化に適切に対応し適宜改定するものとする。
・毎年度末に投資・財政計画を更新、市ホームページで公表するものとする。

